**平成２３年（フ）第４８６号**
函館市東山３丁目18番８号
債務者　中谷　　明
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
函館地方裁判所

**平成２３年（フ）第７６５号**
神奈川県平塚市山下1072番地の１　サンジュネス湘南102号
債務者　原　　康成
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２３年（フ）第６２１号**
新潟市西蒲区潟頭693番地　エクセル・メゾンＢ204、前住所新潟県燕市横田9961番地
債務者　山浦チイ子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第６２２号**
新潟市西蒲区潟頭693番地　エクセル・メゾンＢ204、前住所新潟県燕市横田9961番地
債務者　山浦　一礼
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
新潟地方裁判所民事部

**平成２３年（フ）第１５２１号**
京都市山科区四ノ宮泓62番地の７
債務者　松井　利香
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１５９５号**
京都市右京区西院月双町54番地　ＦＬＡＴＳ54－４階406号室、前住所京都市右京区西院平町29番地２　ルピナス西高辻４－Ａ
債務者　西村美智代（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７１３号**
京都市中京区西ノ京上合町32番地１　ニューロイヤル406号
債務者　中桐　秀之
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７３９号**
京都市西京区大原野東境谷町１丁目１番地６棟1003号
債務者　小林　聖士
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第１７５０号**
京都市左京区下鴨蓼倉町12番地　コーポ下鴨13
債務者　北川　　満
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２３年（フ）第５８４号**
奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺南１丁目10番６号
債務者　鍵本　美幸
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第３３７号**
香川県高松市国分寺町国分174番地３
債務者　水谷　みよ
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第３８６号**
香川県高松市福岡町１丁目９番７―402号
債務者　斎藤　孝信
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第４１６号**
香川県東かがわ市三本松492番地２
債務者　森本　隆文
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月14日まで
高松地方裁判所破産・再生係

**平成２３年（フ）第５７５号**
奈良県大和郡山市豆腐町８番地
債務者　小倉久実子（旧姓小島）
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月15日まで
奈良地方裁判所

**平成２３年（フ）第６９号**
北海道根室市光洋町４丁目38番地４　光洋団地３－２号棟314号
債務者　兵庫　勝枝
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

**平成２３年（フ）第７７４３号**
大阪市生野区舎利寺１丁目９番９号　サンフォレスト203号、前住所大阪市生野区勝山北２丁目８番８号
債務者　小松　　茂
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月21日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２３年（フ）第８４５４号**
大阪府大東市氷野４丁目５番50号
債務者　服部　英二
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月17日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部